

障害者の暮らしを支えます

【問い合わせ】住民福祉課 保健福祉班 障害者福祉係
☎0893(44)2111

1

障害者の就労を支援する 「障害者就労支援事業所」が完成



鳥越交差点近くに完成した「うちこ工房」

障害者自立支援法に規定される就労支援事業所として町内で初めて、「NPO法人うちこ工房」(城戸清信代表)＝鳥越＝が2月22日に設立されました。

うちこ工房では、「就労移行支援事業」「就労継続支援事業(雇用型・非雇用型)」などのサービスが提供されます。これは、一般就労に向けて、知識や能力の向上を図る訓練や支援などを行うものです。サービスの利用者には、訓練などの内容に応じて給料や工賃が支払われます。

うちこ工房では食材加工を主とした職業訓練を行います。

なおサービスの対象となるのは、身体・知的・精神障害者で、町から障害福祉サービスの支給決定を受けている人です。

2

4月1日から、肝機能障害が 身体障害者手帳の交付対象に

4月1日から、身体障害者福祉法に肝機能障害が追加されました。これに伴い22年度から、肝臓機能障害が身体障害者手帳の交付対象となり、自立支援医療(育成医療・更生医療)の対象となりました。

※ただし、自立支援医療の対象は肝臓移植とこれに伴う医療に限られます。

3

障害者自立支援法が 改正されました

4月1日から障害者自立支援法が改正され、障害福祉サービスを利用した際の自己負担の上限額が変更となりました。

■22年3月まで

所得区分	自己負担上限額(月額)
一般 町民税課税世帯の人	37,200円
低所得2 町民税非課税世帯で本人の年収が80万円以上の人	24,600円
低所得1 町民税非課税世帯で本人の年収が80万円以下の人	15,000円
生活保護	0円



■22年4月から

所得区分	自己負担上限額(月額)
一般2 町民税課税世帯で、「一般1」以外の人	37,200円
一般1 町民税課税世帯で所得割額が16万円未満の人(障害児の場合は28万円未満)	施設入所者以外 障害者 9,300円 障害児 4,600円 20歳未満の施設入所者 9,300円
低所得2	0円
低所得1	
生活保護	